

[illegible]

[illegible]

形状	GP 1 特定防火設備	GP 2	GP 3	GP 4	GP 5	GP 6	GP 7	GP 8
	 (個別設定) 認定番号 CA5-0318 耐火板に引入鋼製閉き戸 認定番号 EA-0133 耐火板に引入鋼製紙め殺し扉							
	SLW 1 移動開仕切	SP 2	SW 1	SW 4 特定防火設備 告示 2564号 認定番号 EA-0132		TB 1	TB 2	TB 3
	TB 4	TB 5	TB 8	BT 1 可動防煙重壁	SSD 1	SSD 2 特定防火設備	SSD 3	SSD 4

[illegible]

寸法は開口部の有効開口を示す。	・アルミ製の引き違い戸は指づめ防止タイプとする。	・WDの枠材はスチールt.2、3とし、仕上は特記なき限りSOPとする。	竣工図	工事名称	大崎広域消防本部・古川消防署建設工事		種別	A-65
・アルミサッシの金物類は特記無き限り附属金物一式とする（結固受含む）。	・網戸の表記がある場合、排煙窓にも網戸を設ける。	・衝突防止マーク H=1、200以下の位置@400 40φカットティングシート		図面名	庁舎棟 建具表 4	縮尺	A1 1/100 A3 1/200	
・外側し排煙サッシの開閉角度は60度とする。	・排煙窓以外の網戸は収納型網戸とする。	・把手、ヒンジ、附属金物類は特記無き限りステンレス製とする。						通し番号
・突出し排煙サッシの開閉角度は60度とする。	・防火区画に用いる遮煙仕様を有する防火設備の構造・方法については昭和48年建告第2564号	・ドアクロージャーは特記無き限りストップ付とする。開き戸・引き戸は戸当り付きとする	・押し棒：ユニオン G5955-01-024-L1200同等品					
・特記なき限りサッシセンター位置はFL+1、300mm以下とし、錠付とする。	平成12年建告第1369号に適合する仕様とする。	・ヒコックヒンジは特記無き限り特出品型とする。（材種カバ：ステンレス）	・内部ガラス面の装飾フィルムはワロン（ハルワロン）同等とする。					
・排煙窓はサッシ、オペレーター共隠蔽型フタツタ式とし位置は床面より800mm以上1、500mm以下とする。		・引戸及び折戸把手：ユニオン G2690-10-792-L600同等品	・ガラリは防水ガラリとし特記なき限り有効開口率33％とする。					